

# 青森県報

第三千二十七号

平成二十年  
十二月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出.....(高齢福祉課) 一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出.....(同) 一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出.....(同) 一
- サービス事業の廃止の届出.....(同) 一
- 地力増進対策指針の制定.....(食の安全・安心推進課) 二
- 保安林の指定.....(林政課) 二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....(水産振興課) 三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....(西北地域) 三
- 建設業者の許可の取消し.....(中南地域) 三
- 出先機関.....(同) 四
- 土地改良区の役員の変更.....(上北地域) 四

### 告 示

### 示

#### 青森県告示第八百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス 事業を行う 事業所 名称	所在地	廃止 年月日
株式会社水 クリステイツ ク青森	青森市浜館四丁 目一の二	訪問介護	ヘルパース ティション ふれあいハ ート	青森市浜館四丁 目一の二	平成 二〇二〇・一
黒石市農業 協同組合	黒石市一番町二 六	福祉用具 貸与・特 定福祉用 具販売	J A 黒石市 介護福祉セ ンター	黒石市一番町二 六	二〇二〇・六・三〇
山谷勇三	青森市小柳一丁 目一七の一六	居宅療養 管理指導	山谷医院	青森市小柳一丁 目一七の一六	二〇二〇・一〇・三

#### 青森県告示第八百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	廃 月 日 止
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		

財団法人シール バリーハピリ ーション協 会	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の四四四	居宅介護支援事 業所ケアポ ート	上北郡おいらせ 町向山二六〇八 の五	平成 二〇・三・一
---------------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------	--------------

青森県告示第八百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定  
介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので  
同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サ ービスの 種類	介護予防サ ービス事業を 行う事業所		廃止 年月日
			名 称	所 在 地	
株式会社水 リスティッ ク青森	青森市浜館四丁 目一一の二	介護予防 訪問介護	ヘルパース テーション ふれあいハ ート	青森市浜館四丁 目一一の二	平成 二〇・二・一
黒石市農業 協同組合	黒石市一番町二 六	介護予防 福祉用具 貸与、特 定介護予 防福祉用 具販売	JA黒石市 介護福祉セ ンター	黒石市一番町二 六	二〇・六・三〇
山谷勇三	青森市小柳一丁 目一七の一六	介護予防 居宅療養 管理指導	山谷医院	青森市小柳一丁 目一七の一六	二〇・一〇・三

青森県告示第八百二十号

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第六条第一項の規定により、車力村屏  
風山開畑地力増進地域に係る地力増進対策指針を次のとおり定めたので、同条第四項  
の規定により公表する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 土壌の性質

本地域は、津軽半島西北部の日本海側沿岸に沿って南北に位置し、表層の土性は  
砂質の砂丘未熟土が分布している。土壌は腐植の集積が少なく、保肥力が小さい。  
また、石灰や苦土の不足と加里の集積により塩基状態が不良な土壌が多い。有効土  
層は深い、粘土含量が少ないため保水力が小さく、乾燥しやすい。

二 土壌の性質の改善目標

- 1 作土の厚さは、二十五センチメートル以上とする。
  - 2 ペーハーは、六・〇から六・五までとする。
  - 3 塩基交換容量は乾土百グラム当たり六ミリグラム当量以上、腐植含量は乾土百  
グラム当たり一・三パーセント以上とする。
  - 4 塩基の状態は、塩基飽和度が七十から九十パーセントまで、石灰飽和度が六十  
五から七十五パーセントまで、苦土飽和度が二十から二十五パーセントまで、加  
里飽和度が二十から十パーセントまでとする。
  - 5 有効態りん酸含有量は、乾土百グラム当たり十から五十ミリグラムまでとする。
- 三 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力  
の増進に必要な営農に関する事項
- 1 深耕により作土の深さを確保する。
  - 2 石灰質資材及びりん酸質資材は、土壌ペーハー、塩基状態及び有効態りん酸含  
有量に応じて選択し、施用する。
  - 3 堆きゅう肥等の有機物及びゼオライト等の土壌改良資材の施用に努める。
  - 4 加里やりん酸が集積しているところでは、これら養分の施用量を減らす。
- 四 その他地力の増進を図るために必要な事項
- 1 定期的に土壌診断を実施し、土壌の養分状態に応じた適正な施肥管理を行う。
  - 2 効率的な輪作により連作障害の防止に努める。

青森県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、  
次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す  
る同条第一項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

黒石市大字南中野字館ヶ沢一の二二六

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二三三 木浪 昭男 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九三の二 木浪 功
区 域	外ヶ浜第三区 協同組合の 地区のうち 字平館磯山 の区域
区 分	小型定置漁業 及び底建網漁業

青森県告示第八百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 の 名 称	発起人の住所及び氏名	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所
大 間 越	西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野四八番地	工 藤 十 四 雄	平成二十年十二月二十二日 から平成二十一年一月五日 まで	大間越漁業 協同組合
	西津軽郡深浦町大字大間越字第六番地三	中 村 清 次		
	西津軽郡深浦町大字大間越字第六番地三	中 村 利 男		

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社古川建築
- 二 代表者の氏名 古川 肇
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市松原八三の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六三三六号
- 五 取消年月日 平成二十年十二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年十一月六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 安川建設株式会社
- 二 代表者の氏名 安川 勉
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字末広二丁目二の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第二〇二二号
- 五 取消年月日 平成二十年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、管、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年十一月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年十二月二十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	澤村 栄治郎	旧住所 三沢市五川目二丁目五七の八二 新住所 三沢市前平一丁目一の一	平成二〇・一一・一〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------